



2009年の中国改正保険法

—資料 中国法 (48) —

清 河 雅 孝
周 喆

1 改正の経緯と原因

中国保険法は、1995年10月1日に施行された。新中国の営利保険法の嚆矢である。同法は、業法と実体法との分離の傾向に反して、保険業および保険契約に関する規定を設けている。ところが、その後、同国保険市場が急速に発展したために、保険業法に関する規定は、保険市場の需要を満たすことができなくなり、2002年に改正され、保険監督管理にかかる規定が完備された。

しかし、近年、市場経済の躍進、金融体制の改革、WTOの加盟による国際競争への参画によって、保険市場の主体である保険会社が増加し、保険業務の規模も急速に拡大した。保険商品は多様化され、また保険料の市場化が加速したことから、保険会社の資金運用につき新たな需要が生まれると同時に、その運用リスクが高まり、保険会社による管理も更なる高いレベルが要請されるようになった。結果、保険業界の自己規制および保険業に対する監督管理が強化されていった。

中国にはまた、新種保険を営む保険市場の主体を規制する法律がなく、保険会社の業務範囲も狭く限定されていた。保険資金の運用制度と運用方法については合理性に欠け、保険監督手段と措置に関する監督機関の権限が明確にされていない。政府機関の監督は、法的根拠がなく、しばしば恣意的になりがちである。保険業法には、理論的な問題が、多く残されているのである。

加えて2002年改正では、課題が山積していた保険契約にかかる規定の改正は見送られた。①契約の効力発生時期、②告知義務の除斥期間、③普通取引約款に関する説明義務、④無効条項および解釈原則、⑤雇用主が労働者を被保険者とする人身保険契約を締結した場合の保険金受取人の指定、⑥保険証券の返戻金の算定方法、⑦被保険者と保険金受取人が同時に死亡した場合の保険金請求権の帰属、⑧保険の目的物の危険増加時の保険者の権利、⑨保険金の算定方法などについては、明文規定が設けておらず、実務上、多くの紛争が惹起されている。前述に列挙した欠陥を既に露呈している旧法は、当事者の適法な利益を保護できず、かつ、保険業の発展をも妨げている。この立法上の欠陥を克服すべく、中国保険監督会は、2004年から、同法の3度目の改正作業に着手し、4年をかけて試案を作成・公開すると同時に、学会、保険業界などから意見を聴取し最終的な草案を作成した。そして、同草案は、2009年2月11日全国人民代表会議が常務委員会第7回の審査を経て制定し、同年10月1日に改正保険法（以下「改正法」という）が施行されたのである。

2 改正の規模

2002年改正保険法（以下「2002年改正法」という）は、38箇条の内容を修正、33箇条を改正し、その条文の数は、最終的に152条から158条に増えた。しかしながら、保険業に関する規定こそ大幅改正されたが、保険契約に関する規定には、全く手が付けられなかったことは、既述の通りである。

今回の改正では、その章や節をはじめとして全体的な見直しが行われ、新たな項目が導入されている。改正法は、2002年改正法に比して第2章「保険契約」においてまず第3節「人身保険」と第2章「財産保険」との順序が変更され、また、第6章「保険代理人・保険仲立人」と第5章「保険業監督管理」も入れ替えられた。条文の数は158箇条から187箇条に大幅に増加した。修正・改正された条文は123箇条に登り、2002年改正法を

維持した規定はわずかに15箇条である。

主要な改正点は、次の通りである。

3 改正保険法の内容とその特徴

(1) 金融一本化から分業体制へ

1978年改革開放以降、長期にわたって、保険、銀行、証券、信託などの金融機関が乱立していたが、その業務は従来、一本化されていた。金融リスクを防ぎ、金融機関に対する管理を強化するため、今回の改正では、金融分業化政策を取り入れ、金融分業体制の原則を設けることによって、分業経営と分業管理が実現された（8条）。しかしながら、保険業以外の金融機関については、その法整備に、大きな隔たりが残された。

(2) 被保険者の利益保護の強化と保険契約の明確化

改正法第1条は、社会秩序と社会公共利益を守り、被保険者の保護を強化する目的で設けるものであるとその立法趣旨を訴えている。その主要な改正点は、被保険利益、告知義務、説明義務、保険金請求にかかる時効期間、責任保険における第三者の権利に置かれており、保険契約上の理論的な問題解決を目的としている。

1. 保険約款の位置づけとその規制

保険契約に関するトラブルは、多くが約款規定に起因している。そこで、従来、保険契約の締結時における約款規定の明確化が求められていた。改正法は、約款規定について、次のように規定する。

改正法は、まず、当事者自治の原則を掲げ、保険契約の成立と効力の発生時期を明確にした（13条）。多くの条文には、「契約は約定に従う」という文言が盛り込まれ（10条、23条、32条、52条、54条など）、同原則を強調している。

また、保険者には、保険約款に定める重要事項について説明義務を課した（17条）。保険約款の解釈原則を新たに導入し（31条）、保険契約者な

どに不利な内容の約款規定を無効としたうえで、これらの規定は片面的強行規定とされ、保険契約者または被保険者に有利である場合にのみ、その変更が認められる（19条）。

2. 告知義務に関する不可抗弁条項の新設

保険者による被保険者または保険契約者の告知義務違反を理由とする解除権行使は、保険金不払いという深刻な問題をもたらし、社会問題にもなった。改正法は、告知の方法、告知義務違反による解約事由を更に明確にし、禁反言の原則を取り入れ、不可抗弁条項を新設した（16条）。保険者が契約締結時、被保険者の告知義務違反を知っていたときは、契約を解除することができない。保険事故が発生した場合は、保険者は、保険給付義務を負わなければならない。

改正法では、旧法の空白を埋めるとともに、保険契約者・被保険者の保護を全面的に打ち出した。

3. 保険給付の履行期の明文化

改正法は、実務において多発している保険金不払い問題を踏まえ、保険会社の信用秩序の混乱状態を徹底的に改善するため、旧法では明確にされていなかった保険給付の履行期を設けた（23条、24条）。保険者は、原則として、被保険者または保険金受取人による保険給付請求を受けた場合は、遅滞なくこれを査定し、事情が複雑なときは30日以内に査定しなければならない。保険者は、被保険者または保険金受取人に査定の結果を通知し、保険給付事由があると確認されたときは、被保険者または保険金受取人と保険給付の額を取決めた日から10日以内に、保険給付義務を履行しなければならない。また、保険契約上、保険給付の額または期限の定めがあるときは、保険者は、保険契約に基づいて保険給付義務を履行する。

保険者は、遅滞なく保険金給付義務を履行しないときは、保険給付責任を負うほか、被保険者または保険金受取人にこれによって生じた損害を賠償しなければならない。いかなる組織または個人も、保険者の保険給付義務の履行に不当に干渉し、または、被保険者または保険金受取人の保険給付請求権を制限してはならない。

保険者は、査定の結果、保険給付事由に該当しないと判断したときは、査定の日から3日以内に、被保険者または保険金受取人に保険給付を拒絶する旨の通知を発し、その理由を説明しなければならない。

これをもって、保険者による保険金不払い問題、ひいては保険金支払いにかかる紛争を解決すると同時に、保険金支払いへの行政機関、団体からの不当干渉を排除する。

4. 被保険利益の概念の個別化

被保険利益については、人身保険と財産保険の相異により、それぞれ新たに定義を置き、その確定時期を明確にし（12条、31条、48条）、実務において多々行われている贈与型保険、団体保険などの保険に対して、法的根拠を提示した。また、被用者を被保険者とする人身保険契約を締結した企業が、自己を保険金受取人として指定することによって生じる様々な紛争を根絶するために、改正法は、保険契約者は、被保険者またはその親族以外の者を保険金受取人に指定してはならないと定めた（39条2項）。

保険契約者は、①本人、②配偶者、子および父母、③保険契約者と扶養関係を有するその他の家族、近親者、④保険契約者と動労関係を有する者に対し、被保険利益を有しなければならないが、被保険者になる者の同意を得て、保険契約を締結するときは、保険契約者は、被保険者に対し、被保険利益を有するものと看做される。しかし、日本同様、印鑑文化の中国において、果たして被保険者による同意か否かを確認することは至極困難であろうと思われる。

（3） 保険会社の形態と資金の運用方法の拡大

改正法は、保険業に関する規定について24箇条を新設することによって、保険会社の業務範囲を拡大し、その資金の運用方法を多様化した。

保険会社の形態は、株式有限会社、国有独資会社に限定されていた2002年改正法に対しては、経済の発展につれて、多様な種類の保険会社が求められていた。改正法では、新たに中国漁業相互保険協会、相互保険会社、組合保険会社が加えられた（6条、67条）。保険法の適用がないと

されていた中国漁業相互保険協会およびその締結した保険契約は、保険法の規制を受けることとなった。相互保険会社、組合保険会社も、保険会社として保険業へ進出することが可能になった。

2002年改正法では、保険会社の資金運用にかかる改正は行われなかったが、保険監督管理委員会は、行政法規により保険資産運用の規制を緩和した。このような動向の中で改正法は、資産運用のための専門会社の設立、海外での外貨資産の運用、株式への投資を含め、海外金融市場での投資および株式投資に対する法的根拠を提示する（106条）。

保険法の適用を受けないとされてきた保険商品と同様の性質を有する企業年金の信託業務、土地を取用された農民の養老保険、医療保険は、これで保険法の適用対象となった。また、保険会社の債権売買、不動産投資を解禁し、その他保険と関連する業務の経営を可能にした。

この改正によって、土地、インフラの整備といった不動産への投資解禁により、不動産市場での投資リスクが軽減され、収益の向上が図られることとなる。この解禁は、保険会社の注目的となっている。

しかしながら、改正法では、未だ完全な解禁には至っていない。保険監督管理委員会は、近い将来不動産の範囲に制限をかける内容の実施細則を公布すると伝えられている。

（４） 保険監督管理の強化と法的責任の明確化

監督機関の監督行為の制限および保険契約当事者の法的責任の明確化は、今改正の重点の一つである。特に新種保険の商品につき、長期間にわたる保険管理当局の監督不行き届きを改善するために、罰則規定を新設した。

改正法はまた、リスクを防ぐために、保険会社の基礎弁済能力についての監督体制を確立した。返済能力を欠く保険会社に対して罰則を設け（139条、145条）、保険監督管理機関の権限を拡大し（154条、155条）、保険業に対する監督と管理および業界の自主規制を強化する。

今回の改正では、世界金融危機の教訓を活かし、保険会社がその資本を

関連取引により大株主に転移することを防ぐことを目的として、関連取引への監督制度を法定化し、株主の関連取引にかかる責任を法的に明確にした（152条）。保険会社の株主が、関連取引を利用した結果、著しく会社の利益を損ない、その支払能力を害したときは、國務院保険監督管理機関は、その是正を命じ、株主は基準に従い、是正前に、その権利を制限し、是正命令に従わない場合は、株主の所持する株を譲渡するよう命ずることができる。國務院保険監督管理機関による是正が強行手段であることは、歴然である。

保険契約関係者の法的責任に関する規定に関しては、特に監督管理機関の行政命令にかかる条文が盛り込まれている。保険会社、保険代理機関、保険仲立人の違法行為につき、きめ細かな罰則を新設し、また保険契約者、被保険者、保険金受取人、保険事故鑑定人、証人および保険監督管理機関が法に違反する場合の法的責任について詳細に定める。これらの規定からも、中国の重罰主義を垣間見ることができる。

4 日本の新保険法との比較

日本では、社会経済の情勢の変化に鑑み、2008年、商法中の保険契約のかかる規定について抜本的な改正を行い、かかる規定を独立させ、新たに単行法として制定、公布された（以下「新保険法」という）。同法は、2010年4月1日に、その施行を迎える。日本の新保険法と中国の改正法との共通点について、若干言及することとする。

（1） 保険契約に関する法整備

日本の新保険法も、中国改正法と同様、法改正の中心は、保険契約に関する法制の整備に置かれている。保険契約者保護の視点から、契約締結時の告知義務に関する規定を見直し、保険金の支払時期に関する規定を新設するとともに、保険契約者などに不利な約定は無効という片面的強行規定を導入した。

日本では、従来、共済保険契約は、商法の適用除外であったが、新保険法の規定によりその適用を受けることになった（2条1号）。

中国改正法は、保険会社の種類を増やし、日本と同様、相互保険会社、組合保険会社の設立を可能にした（6条、67条）。また、中国漁業互助保険協会によって取り扱われている保険契約は、保険法の適用がないとされてきたが、今回の改正によって、同法の適用を受けることとなった。

（2）既契約に対する遡及適用

日本における新保険法は、同法の施行により、旧生命保険契約に関する経過措置として、既契約にも遡及適用される旨規定している。保険金の支払時期、責任保険契約における先取特権にかかる規定などについては、施行日前に締結された保険契約にも、これを適用することとしている。

これに対し、中国の改正法では、既契約に遡及しないという基本原則（不遡及の原則）を設ける（17条2項）。しかし、最高人民法院の司法解釈によると、無効条項と不可抗力原則に関する規定は、この不遡及の原則の例外として挙げられている。

日本の新保険法または中国改正法の規制を受ける保険契約において、保険会社には、両法の施行に伴い、必要に応じた実務の構築、約款の策定、顧客への周知など煩雑な業務が発生する。それと同時に、法の施行と適用により新たな実務上の紛争が惹起され、法の整合性から生じる理論的な問題が山積することとなる。中国では、保険会社に対する新たな信用秩序の混乱が生起すると考えられる。今後、両法の施行から生ずる実務上または理論上の動向に注視を要するであろう。

中国保険法

(1995年6月30日第8期全国人民代表大会常務委員会第14回会議可決、
2002年10月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第30回会議改正、
2009年2月28日第11期全国人民代表大会第7回会議改正。)

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 保険契約（第10条～第66条）
 - 第1節 総則（第10条～第30条）
 - 第2節 人身保険契約（第30条～第47条）
 - 第3節 財産保険契約（第48条～第66条）
- 第3章 保険会社（第67条～第94条）
- 第4章 保険経営原則（第94条～第116条）
- 第5章 保険代理人および保険仲立人（第117条～第133条）
- 第6章 保険業の監督・管理（第134条～第158条）
- 第7章 法的責任（第159条～第181条）
- 第8章 附則（第182条～第187条）

第1章 総則

第1条【趣旨】 保険事業を規整し、保険にかかわる当事者の権利と適法な利益を保護し、保険業の監督・管理を強化して、社会経済秩序および社会公共の利益を保護し、保険事業の健全な発展を促すため、この法律を制定する。

第2条【保険の定義】 この法律において、保険とは保険契約者が保険契約により保険者に保険料を支払うことを約し、保険者が契約に定める事故によって生じることのある財産損害を填補し、または被保険者の死亡、傷害、疾病、もしくは契約に定める年齢の到来、期間の満了などの要件を満たすときは、保険給付の義務を負うことを約する営利保険をいう。

第3条【法の適用】 中華人民共和国国内で行われる保険事業には、この法律を適用する。

第4条【保険事業の基本原則】 保険事業を営むときには、法令を遵守し、社会公共の道徳を尊重し、社会公共の利益を損なってはならない。

第5条【信義則】 保険当事者の権利の行使、義務の履行は、信義に従い誠実にこれを行わなければならない。

第6条【営利保険事業の主体の限定】 本法に基づいて設立された保険会社および法令に定めるその他の保険組織は、営利保険事業を営むことができる。その他の組織および個人は、営利保険事業を営んではならない。

第7条【国内保険の保険者の限定】 中華人民共和国国内の法人およびその他の組織に必要な国内の保険契約は、中華人民共和国国内の保険会社と締結しなければならない。

第8条【保険業・銀行業・証券業・信託業の分業体制】 保険業は、銀行業、証券業、信託業と分業して経営・管理を行い、保険会社、銀行、証券、信託業は、それぞれ業務機関を設立する。ただし、国家には別段の定めがあるときは、この限りでない。

第9条【監督管理機関】 ① 国務院保険監督管理機関は、法の定めるところにより、保険業を監督・管理する。

② 国務院保険監督管理機関は、その職責を果たすために支部機関を設立することができる。支部機関は、国務院保険監督管理機関の授権に基づいて監督管理を行う。

第2章 保険契約

第1節 総則

第10条【定義】 ① 保険契約とは、保険者と保険契約者が保険に関する権利義務を約する取決めをいう。

② 保険契約者とは、保険者と保険契約を締結し、これに基づいて保険料支払の義務を負う者をいう。

③ 保険者とは、保険契約者と保険契約を締結し、これに基づいて保険給付の義務を負う保険会社をいう。

第11条【契約締結の基本原則】①保険契約を締結するときは、協議が一致して、公平の原則に基づき、当事者の権利および義務を定めなければならない。

②保険契約は、法令の定めるところにより、保険に付しなければならないものを除き、自由意思に基づいて締結する。

第12条【被保険利益】①人身保険の保険契約者は、契約締結に際し、被保険者つき被保険利益を有しなければならない。

②財産保険契約の被保険者が保険事故の発生に際し、保険の目的につき被保険利益を有しなければならない。

③人身保険契約とは、人の身体または生命を保険の目的とする保険契約をいう。

④財産保険契約とは、財産またはそれに関する利益を保険の目的とする保険契約をいう。

⑤被保険者とは、その財産または身体・生命が保険契約により保障を受け、保険金請求権を有する者をいう。保険契約者は被保険者と同一人であることができる。

⑥被保険利益とは、保険契約者または被保険者が保険の目的につき法律に認められる利益をいう。

第13条【保険契約の成立】①保険契約は、保険契約者となろうとする者が保険の申込をし、保険者が保険の引受を承諾することにより成立する。保険者は、遅滞なく、保険契約者に保険証券またはその他の保険の証明書類を発行しなければならない。

②保険証券またはその他の保険証明書類には、当事者が約した契約の内容を記載しなければならない。当事者が約したその他の書面を以て契約の内容を記載することができる。

③法の定めるところにより成立した保険契約は、成立するときに効力を生ずる。保険契約者と保険者は、契約の効力につき、条件または期限を付することができる。

第14条【保険契約の効果】保険契約が成立するときは、保険契約者は約

定に基づき保険料を支払い、保険者は約する期日から保険責任を負う。

第15条【保険契約者による契約解除】 本法に別段の定めがありまたは当事者に別段の合意がある場合を除き、保険契約の成立後、保険契約者は、契約を解除することができる。ただし、保険者は契約を解除してはならない。

第16条【保険約款の説明義務・告知義務】 ①保険契約の締結に際し、保険者は、保険の目的または被保険者になる者に関する事項のうち、保険契約者が質問を求めたものについて、事実の通り告知をしなければならない。

②保険者の保険の引受もしくは保険料引き上げの決定は、保険契約者が故意または重大な過失により前項に規定する告知義務を履行しないことにより影響を与えたときは、保険者は保険契約を解除することができる。

③前項に定める契約の解除権は、保険者が解除事由を知った日から30日以内に行なわないときは、消滅する。契約の締結日から2年を超えたときは、保険者は契約を解除することができない。保険事故を生ずるときは、保険者は保険給付の義務を負わなければならない。

④保険契約者が故意に告知義務を履行しないときは、保険者は、保険契約の解除前に生じた保険事故につき、保険給付の義務を負わないのみならず、保険料をも返還しない。

⑤保険事故の発生は、保険契約者が重大な過失により告知義務を履行しないことにより、重大な影響を与えた場合において、保険者は、保険契約解除の前に発生した保険事故につき、保険給付の義務を負わない。ただし、保険料を返還する。

⑥保険者が契約の締結時、被保険者の告知義務の違反を知ったときは、契約を解除することができない。保険事故が発生したときは、保険者は、保険給付の義務を負わなければならない。

⑦保険事故とは、保険契約に規定する担保危険の範囲内の事故をいう。

第17条【免責約款の説明義務】 ①保険者がその提供の約款を以て、保険

契約を締結するに際し、保険者が、保険契約者に申込書の書式を提供するときはその約款を付し、かつ契約の内容を説明しなければならない。

②保険契約に定める保険者の免責条項について、保険者は、保険契約の締結に際し、申込書、保険証券およびその他の保険証明の書類において保険契約者の注意を促すに足りる注意書きを明記し、かつ書面または口頭を以て保険契約者に明確に説明しなければならない。注意書きを明記せずまたは明確に説明しないときは、当該条項は効力を生じない。

第18条【保険契約の絶対的記載事項】①保険契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 保険者の名称および住所
- 2 保険契約者、被保険者および人身保険の保険金受取人の氏名または名称および住所
- 3 保険の目的
- 4 保険者の責任および免責
- 5 保険期間および保険者の責任の開始時期
- 6 保険金額
- 7 保険料およびその支払の方法
- 8 保険金の支払方法
- 9 契約違反の責任および紛争の解決方法
- 10 契約締結の年月日。

②保険契約者は、保険者と保険契約に関するその他の事項を約することができる。

③保険金受取人とは、人身保険契約において被保険者または保険契約者より指定され、保険金請求権を有する者をいう。保険契約者、被保険者は保険金受取人と同一人であることができる。

④保険金額とは、保険者が負う損害填補または保険金支払の義務の最高限度額をいう。

第19条【強行規定】保険者より提供される約款を以て締結した契約にお

いて、次に掲げる内容を有する条項は、無効とする。

- 1 保険者が法の定めるところにより負うべき義務を免除したり、または保険契約者、被保険者の責任を加重したりすること。
- 2 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法の定めるところにより有すべき権利を排除すること。

第20条【保険契約の変更】 ①保険契約者と保険者は、協議を以て保険契約内容の変更をすることができる。

②保険契約の変更をするときは、保険者は、保険証券もしくは保険の証明書類に変更の旨を記載し、これに同旨を記載する付箋を貼付し、または保険契約者と保険者は、書面による変更の取決めを取り交わさなければならない。

第21条【保険事故発生後の通知義務】 保険契約者、被保険者または保険金受取人は、保険事故の発生を知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。故意または重大な過失により通知を発しないことにより、保険事故の性質、原因、損害の程度などの確認が困難となるときは、保険者は確認できない部分について、保険給付の責任を負わない。ただし、保険者は、その他の方法により、遅滞なく、保険事故の発生を知りまたは知ることができるときは、この限りでない。

第22条【保険事故に関する証明資料の提出と補正】 ①保険事故の発生後、保険者に保険契約に基づいて保険給付を請求するときは、保険契約者、被保険者または保険金受取人は、保険事故の種類、原因および損害の程度などに関する証明および資料の提出に努めなければならない。

②保険契約に基づき、保険者が提供された証明および資料に不備があると認めるときは、直ちに、保険契約者、被保険者または保険金受取人に補正の旨の通知を発しなければならない。ただし、通知は1回に限るものとする。

第23条【保険金の給付・給付の不履行と妨害禁止】 ①保険者は、被保険者または保険金受取人による保険給付の請求を受けた場合は、遅滞な

く、これを査定しなければならない。事情が複雑のときは、30日以内に査定しなければならない。ただし、契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。保険者は、被保険者または保険金受取人に査定の結果を通知しなければならない。保険給付の事由があると確認されたときは、保険者は、被保険者または保険金受取人と保険給付の額を取決めた日から10日以内に、保険給付の義務を履行しなければならない。保険契約に保険給付の額または期限の定めがあるときは、保険者は、保険契約に基づいて、保険給付の義務を履行しなければならない。

②保険者は、遅滞なく、前項の義務を履行しないときは、保険給付の責任を負うもののほか、被保険者または保険金受取人にこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

③いかなる組織または個人も、保険者が保険給付の義務の履行に不当に干渉し、または被保険者または保険金受取人の保険給付の請求権を制限してはならない。

第24条【保険給付の拒絶】 保険者は、前条の規定に基づいて、査定した結果、保険給付の事由を有しないと判断したときは、査定の日から3日以内に、被保険者または保険金受取人に保険給付を拒絶する旨の通知を発し、かつその理由を説明しなければならない。

第25条【保険金の額を確認できない場合】 保険者は、保険給付の請求を受け、かつ関係証明書類、資料を受領した日から60日以内に、保険給付の額を確認できないときは、その保有する証明書類、資料に基づき、確認できる額を予納する。保険者は、最終的に給付すべき額を確認できるときに、その差額を給付しなければならない。

第26条【消滅時効】 ①人身保険以外の保険において、被保険者または保険金受取人が保険者に対する保険給付の請求権の消滅時効は2年間とし、保険事故の発生を知った日または知ることができる日から起算する。

②人身保険において、被保険者または保険金受取人が保険者に対する保険給付の請求権の消滅時効は5年間とし、保険事故の発生を知った日

または知ることができる日から起算する。

第27条【保険金の不正請求】①被保険者または保険金受取人が、保険事故が発生していないにもかかわらず、保険事故の発生を詐称して保険給付を請求するときは、保険者は、保険契約を解除し、保険料の返還を拒むことができる。

②保険契約者、被保険者が、故意に保険事故を発生させたときは、保険者は、保険契約を解除し、保険給付を拒むことができる。第43条に掲げるもののほか、保険料を返還しない。

③保険事故発生後、保険契約者、被保険者または保険金受取人が関係証明書類、資料もしくはその他の証拠を偽造、変造し、虚偽の事故原因を捏造し、または損害の程度を過大に申告したときは、保険者は、虚偽のある部分につき、保険給付の義務を負わない。

④保険契約者、被保険者または保険金受取人は、前3項に掲げる行為のいずれの一つがあり、保険者が保険給付を行なったときは、これを返還または賠償しなければならない。

第28条【再保険の意義、出再保険者の告知義務】①保険者が自己の保有する保険責任の一部を、契約により他の保険者に移転することを再保険という。

②出再保険者が、受再保険者の請求に応じて、その義務および元受保険に関する事項について、書面を以て再保険者に告知しなければならない。

第29条【再保険の場合における禁止行為】①受再保険者は、元受保険の保険契約者に保険料の支払を請求してはならない。

②受再保険の被保険者または保険金受取人は、再保険者に保険給付を請求してはならない。

③出再保険者は、受再保険者が義務を行なわないことを理由に、元受保険契約の履行を拒み、または履行遅滞をしてはならない。

第30条【保険契約の解釈原則】保険者より提供された約款に基づき契約を締結した場合において、保険者と保険契約者、被保険者または保険金

受取人が契約の条項について争いがあるときは、通常理解により解釈しなければならない。契約の条項には二つ以上の解釈があるときは、裁判所または仲裁機関が、被保険者または保険金受取人に有利に解釈しなければならない。

第2節 人身保険契約

第31条【被保険利益】①保険契約者は、次に掲げる者に対し、被保険利益を有する。

- 1 本人
- 2 配偶者、子、父母
- 3 前2号もののほか、保険契約者と扶養関係を有するその他の家族、近親者
- 4 保険契約者と動労関係を有する者。

②前項の規定のもののほか、被保険者になる者の同意を経て契約を締結するときは、保険契約者は、被保険者に対し、被保険利益を有するものと看做す。

③保険契約の締結に際し、保険契約者が被保険者に対し、被保険利益を有しないときは、契約は無効とする。

第32条【年齢の不実告知】①保険契約者が被保険者の年齢を不実告知し、かつ、その実際の年齢が契約に定める年齢制限を超える場合において、保険者は、契約を解除し、契約に基づき、保険契約者に解約払戻金を払い戻すことができる。保険契約を解除するときは、この法律の第16条第3項、第6項の規定を適用する。

②保険契約者が被保険者の年齢を不実告知することによって、その支払うべきものより少額の保険料を支払った場合において、保険者は、保険契約者にこれを是正し、不足分の保険料を請求し、または保険給付を行なうときに、保険契約者が実際支払うた保険料と支払うべき保険料の割合に応じて、保険金を支払うことができる。

③保険契約者が被保険者の年齢を不実告知することによって、保険契約

者が支払うべきものより多額の保険料を支払った場合において、保険者は、その超過分の保険料を保険契約者に返還しなければならない。

第33条【行為無能力者の人身保険】 ①保険契約者は、行為無能力者の死亡に関し保険給付を行なうことを約する人身保険を付してはならず、保険者も、これを引き受けてはならない。

②未成年の子のため、父母が付する人身保険は、前項の制限を受けない。ただし、被保険者の死亡により支払われる保険金の総額は、保険監督管理機関が定める限度額を超えてはならない。

第34条【被保険者の同意】 ①被保険者の書面による同意、かつ保険金額に対する確認を経していないときは、被保険者の死亡に関し保険給付を行なうことを約する契約は、無効とする。

②被保険者の同意がないときは、被保険者の死亡に関し保険給付を行なうことを約する契約に基づいて発行された保険証券は、譲渡または質権の設定をしてはならない。

③未成年の子のために、父母が付する人身保険は、第1項の制限を受けない。

第35条【保険料の支払方法】 保険契約者は、契約の定めに基づき、保険者に保険料を一括して、または分割して支払うことができる。

第36条【保険料不払の効果】 ①契約に分割払いと定める場合において、保険契約者は、第1回保険料を支払った後、保険者による催促の日から30日を超えても当期保険料を支払わず、または約定の期日より60日を超えても当期の保険料を支払わないときは、契約の効力を中止し、または契約の定めに基づいて保険金額を減少することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

②被保険者に関する保険事故が発生したときは、保険者は、契約の定めにより保険金を支払わなければならない。ただし、保険金から未払いの保険料を控除することができる。

第37条【保険契約の復活】 ①前条の規定により契約の効力が中止した場合において、保険者と被保険者が協議して合意に達し、保険契約者が未

払いの保険料を支払うときは、保険契約を復活する。ただし、中止の日から2年以内に当事者が合意に達しなかったときは、保険者は、契約を解除することができる。

②保険者が前項の規定により契約を解除するときは、契約の定めに基づいて、解約払戻金を払い戻さなければならない。

第38条【保険料請求方法の制限】 保険者は、保険契約者に訴訟によって人身保険契約の保険料を請求することはできない。

第39条【保険金受取人の指定の一】 ①人身保険契約の保険金受取人は、被保険者または保険契約者がこれを指定する。

②保険契約者が保険金受取人を指定するときは、被保険者の同意を経なければならない。保険契約者がそれと雇用関係のある者のために人身保険契約を締結するときは、被保険者またはその親族以外の者を保険金受取人に指定してはならない。

③行為無能力者または制限行為能力者が被保険者である場合において、その後見人は保険金受取人を指定することができる。

第40条【保険金受取人の指定の二】 ①被保険者または保険契約者は、一人または数人の保険金受取人を指定することができる。

②保険金受取人が複数ある場合において、被保険者または保険契約者は、各人の保険金の受取順位および金額を決定することができる。受取の金額を決めていないときは、保険金受取人は、均等で保険金請求権を取得する。

第41条【保険金受取人の変更】 ①被保険者または保険契約者は、保険金受取人を変更することができる。ただし、この場合、保険者に書面による通知を発さなければならない。変更通知を受け取った保険者は、保険証券もしくはその他の保険証明書類またはその付箋に変更の旨を記載しなければならない。

②保険契約者が保険金受取人を変更するときは、被保険者の同意を経なければならない。

第42条【被保険者の遺産となる保険金】 被保険者の死亡後、次に掲げる

場合においては、保険金は、保険者の相続財産とし、保険者は、「中華人民共和国相続法」の定めるところにより、保険金支払う義務を負う。

- 1 保険金受取人が指定されずまたは指定が不明確により確定できないとき
- 2 保険金受取人が被保険者より先に死亡し、かつ、その他の保険金受取人がいないとき
- 3 保険金受取人が法の定めるところにより、保険金請求権を喪失したまたは保険金請求権を放棄し、かつ、他の保険金受取人を有しないとき。

②保険金受取人が保険者と同一の事故により死亡し、かつ死亡の前後順序を確定できないときは、保険金受取人が先に死亡したものと看做す。

第43条【保険者の免責事由一】①保険契約者が被保険者を故意に死亡、傷害、または疾病させた場合において、保険者は保険金支払の義務を負わない。保険契約者が2年以上の保険料を支払ったときは、保険者は、契約に定める他の権利者に解約返戻金を支払わなければならない。

②保険金受取人は、故意に被保険者を死亡もしくは傷害、疾病させ、または故意に被保険者を殺害しようとし未遂の場合は、その保険金請求権を失う。

第44条【保険者の免責事由二】①被保険者の死亡を保険給付の条件とする契約では、契約の成立した日または契約の効力を復活した日から2年以内に、被保険者が自殺した場合において、保険者は、保険給付の義務を負わない。ただし、被保険者が自殺したときは、行為無能力者である場合は、この限りでない。

②保険者が前項の規定により保険給付の義務を負わないときは、契約に基づき、返戻金を払い戻さなければならない。

第45条【保険者の免責事由三】被保険者が故意に犯罪し、または法に基づく刑事的な強制措置に抵抗し、自己を傷害または死亡させた場合において、保険者は、保険給付の義務を負わない。ただし、保険契約者が2

年以上の保険料を支払ったときは、保険者は、保険証券に基づき、返戻金を支払わなければならない。

第46条【第三者に対する求償権】被保険者が第三者の行為により死亡、傷害または疾病などの保険事故にさせた場合において、保険者は、被保険者または保険金受取人に保険金を支払った後、第三者に求償することはできない。ただし、被保険者または保険金受取人は第三者に賠償を請求することができる。

第47条【契約の解約と保険料】保険契約者が契約を解除するときは、保険者は、解約の通知を受領した日から、契約に基づき、30日以内に返戻金を支払わなければならない。

第3節 財産保険契約

第48条【被保険利益】保険事故の発生時、被保険者が保険の目的物に対し被保険利益を有しないときは、保険者に保険給付を請求することはできない。

第49条【保険の目的物の譲渡】①保険目的を譲渡するときは、譲受人は、被保険者の権利と義務を承継する。

②保険の目的物を譲渡するときは、被保険者または譲受人は、遅滞なく保険者にその旨の通知を発しなければならない。ただし、積荷保険契約および契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

③保険の目的物の譲渡により危険が著しく増加する場合において、保険者は、前項に定める通知を受け取った日から30日以内に、契約に基づいて、保険料を増加し、または契約を解除することができる。契約を解除するときは、契約に基づき、受領した保険料から保険契約の効力が生じた日から契約を解除した日まで受領すべき金額を控除して、保険契約者に払い戻さなければならない。

④被保険者、譲受人が第2項に定める通知義務を履行しなかった場合において、譲渡による危険が著しく増加し、保険事故が生じたときは、保険者は保険給付の義務を負わない。

第50条【解約禁止の契約】積荷保険契約および運送手段航程保険契約は、
保険者の責任が開始した後に、当事者はこれを解除してはならない。

第51条【被保険者の安全規定の遵守】①被保険者は、消防、安全、生産
操業および労働者の保護などに関する国家の規定を遵守し、保険の目的
物の安全を確保しなければならない。

②保険者は、契約に基づいて、保険の目的物の状況を検査することがで
きる。目的物に危険の要素と隠れた危険の要素があるときは、遅滞なく、
書面を以て保険契約者または被保険者に危険要素と隠れた危険要素
の除去案を提示することができる。

③保険契約者、被保険者が契約に基づいて、保険の目的物の安全確保に
負うべき義務が怠ったときは、保険者は、保険料の増額を請求し、ま
たは契約を解除することができる。

④保険者は、保険の目的物の安全を確保するため、被保険者の同意を経
て安全予防の措置を採ることができる。

第52条【危険の増加】①契約の継続中において、保険の目的物の危険が
著しく増加したときは、被保険者は、契約の定めに基づき、遅滞なく保
険者に通知を発しなければならない。保険者は、契約に基づいて保険料
の増額を請求し、または契約を解除することができる。保険者が契約を
解除するときは、契約に従い、その受領した保険料から保険契約の効力
が生じた日から契約を解除した日までその受領すべき金額を控除して、
保険契約者に払い戻さなければならない。

②被保険者が前項の通知義務を履行しなかったときに、保険の目的物の
危険が顕著に増加したことによって生じた保険事故について、保険者
は保険給付の義務を負わない。

第53条【保険料の減額】次に掲げる場合においては、契約に別段の定め
があるもののほか、保険者は、保険料を減額し、日割計算により相当の
保険料を払い戻さなければならない。

1 保険料率の算定に際し、準拠した状況の変化により保険の目的物の
危険が著しく減少したとき

2 保険の目的物の保険価額が著しく減少したとき。

第54条【解約と保険料返還】 保険者の責任が開始する前、保険契約者が契約を解除するときは、契約に従い、保険者に手数料を支払い、保険者は、保険契約者に保険料を払い戻さなければならない。保険者の責任が開始した後、保険契約者は、契約の解除を請求するときは、保険者は、契約に従い、その受領した保険料から、責任が開始する日から契約が解除される日までに受領すべき保険料を控除して保険契約者に払い戻さなければならない。

第55条【超過保険・一部保険】 ①保険契約者と保険者が保険価額について約し、これを契約に記載した場合において、保険の目的物に損害を生じたときは、その約した保険価格を損害填補額の算定基準とする。

②保険契約者と保険者が保険価格について約しなかった場合において、保険の目的物に損害が生じたときは、目的物の実際価格を損害填補額の算定基準とする。

③保険金額が保険価額を超えてはならない。保険金額が保険価額を超えるときは、その超過部分については無効とする。保険者は相当の保険料を保険契約者に払い戻さなければならない。

④保険金額が保険価額に満たないときは、契約に別段の約定があるもののほか、保険者は、保険金額の保険価額に対する割合に応じて、保険給付の義務を負う。

第56条【重複保険】 ①二つ以上の保険契約を締結する保険契約者は、各保険者にその旨の通知を発しなければならない。

②二つ以上の保険契約の各保険者が行なうべき保険給付の額の合計額が保険価額を超えてはならない。契約に別段の約定があるもののほか、各保険者は、その保険給付の額の合計額に対する割合に応じて、義務を負う。

③二つ以上の保険契約を締結する保険契約者は、各保険金額の総額が保険価格を超える金額について、各保険者に按分して保険料の払戻を請求することができる。

④重複保険とは、保険契約者が同一の目的物、被保険利益および保険給付事由につき、複数の保険者と保険契約を締結し、保険給付の額の合計額は保険価格を超える保険をいう。

第57条【損害防止義務】①被保険者は、保険事故が発生したときは、必要な措置を講じて損害の防止と軽減に努めなければならない。

②保険事故が発生したときは、保険者は、被保険者が保険の目的の損害の防止または軽減のために支出した必要かつ合理的な費用を負担する。保険者の負担額は、保険の目的物の損害填補額を除き、別途でこれを算出する。ただし、その負担額は、保険金の総額を超えてはならない。

第58条【分損後の解約】①保険の目的物の一部に損害を生じたときは、保険契約者は、保険者の損害填補の日から30日以内に契約を解除することができる。契約に別段の定めがあるもののほか、保険者は契約を解除することができる。ただし、解除の15日前にその旨の通知を保険契約者に発しなければならない。

②契約を解除する場合において、保険者は損害を受けていない保険の目的物に関する保険料から保険者の責任が開始した日から契約が解約される日までの期間内に得べき保険料を控除したうえで保険契約者に払い戻さなければならない。

第59条【残存物代位】保険事故が発生した後、保険者が保険価額にあたる保険金を給付するときは、損害を受けた保険の目的物に関する一切の権利を取得する。ただし、保険金額が保険価額を下回っているときは、保険者の権利は、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険の目的物の一部の権利を取得する。

第60条【請求権代位】①第三者の行為により保険事故が発生し保険の目的物に損害が生じたときは、保険者は、被保険者に保険給付を行なった日から、その填補損害額の範囲内で被保険者に代位して第三者に損害賠償請求権を行使することができる。

②前項に定める保険事故が発生した後、被保険者が第三者から損害賠償

を受けた場合において、保険者が保険給付を行なうときは、被保険者が第三者から取得した損害賠償の金額を控除することができる。

- ③保険者が第一項により代位行使する損害賠償請求権は、被保険者がその填補を受けていない損害につき第三者に対して有する損害賠償請求権に影響を及ぼさない。

第61条【被保険者の第三者に対する請求権の放棄】①保険事故が発生した後、保険者が保険給付を行なう前に、被保険者が第三者に対する損害賠償請求権を放棄したときは、保険者は保険給付の義務を負わない。

- ②保険者が被保険者に保険給付を行なった後、被保険者が保険者の同意を経ることなく、第三者に対する損害賠償請求権を放棄する場合は、これを無効とする。

- ③保険者は、被保険者の故意または重大な過失によって損害賠償請求権を代位行使できないときは、保険者が損害填補額を減額し、または相当の損害填補額の返還を請求することができる。

第62条【請求権代位の禁止】被保険者の家族またはその構成員の故意によって第60条第1項に定める保険事故が生じた場合を除き、保険者は、被保険者の家族またはその構成員に損害賠償請求権を代位行使してはならない。

第63条【請求権代位に対する被保険者の協力】保険者が第三者に対して損害賠償請求権を代位行使するに際し、被保険者は、必要な書類およびその知りえた事項を保険者に提供しなければならない。

第64条【調査費用の負担】保険者、被保険者が保険事故の種類、原因および保険の目的物の損害程度を査定するために支払った合理的かつ必要な費用は、保険者がこれを負担する。

第65条【責任保険】①保険者は、責任保険の被保険者が第三者に与えた損害につき、法の定めるところまたは契約の定めにより、直接第三者に保険給付を行なうことができる。

- ②責任保険の被保険者が第三者に損害を与えた場合において、被保険者が第三者に対し負うべき損害賠償責任が確定されたときは、保険者

は、被保険者の請求により、直接第三者に保険給付を行なうことができる。被保険者が保険者への請求を怠ったときは、第三者は、その受けるべき損害賠償につき、直接保険者に保険給付を請求することができる。

③責任保険の被保険者が第三者に損害を与えた場合において、被保険者が第三者に損害賠償をしなかったときは、保険者は、被保険者に保険給付を行なってはならない。

④責任保険とは、被保険者が法の定めるところにより、第三者に対して負うべき損害賠償の責任を保険の目的とする保険をいう。

第66条【訴訟費用の負担】責任保険の被保険者が第三者に損害を与えた保険事故を生じさせたことにより、仲裁の被申立人または訴訟の被告となったときは、その支出した仲裁または訴訟の費用および他の合理的かつ必要な費用は、保険者がこれを負担する。ただし、契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第3章 保険会社

第67条【設立の審査・許可】①保険会社を設立するには、保険監督管理機関の審査・許可を経なければならない。

②保険監督管理機関が保険会社の設立申請を審査するときは、保険業の発展および公正な競争の要請を配慮しなければならない。

第68条【保険会社の形態】保険会社の設立に際し、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 主な株主が継続的な営利能力を有し、信用が良好で、3年以内に重大な法令違反の行為がなく、純資産は2億人民元を下回らないこと。
- 2 この法律および「中華人民共和国会社法」の規定に適合する定款を有すること。
- 3 この法律に定めるところの最低資本金を有すること。
- 4 業務の遂行に不可欠な専門知識および経験を備える取締役、監事役

および上級理職を有すること。

- 5 健全な組織・機関および管理制度を有すること。
- 6 要件に合致する営業所および営業と関係のあるその他の施設を有すること。
- 7 法令および国务院監督管理機関の規定に定める他の要件。

第69条【最低資本金】①保険会社を設立するには、最低登記資本金の額は2億人民元とする。

②保険監督管理機関は、保険会社の目的および経営規模に応じて、その最低資本金の額を調整することができる。ただし、第1項に定める金額を下回ってはならない。

⑤保険会社の最低登記資本金は、実際に払込をした通貨の金額でなければならない。

第70条【設立申請書類の一】保険会社の設立を申請するには、書面をもって国务院監督管理機関に申請し、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- 1 設立しようとする保険会社の商号、登記資本および目的などを明記する設立申請書
- 2 実行可能性研究報告書
- 3 設立計画書
- 4 投資者の営業許可書およびその他の背景資料、会計事務所の監査を経た前年度の会計報告書
- 5 投資者任命の準備委員会の責任者、取締役、經理の名簿および本人の同意書
- 6 保険監督管理機構が定めるその他の資料。

第71条【審査許可期間】国务院保険監督管理機関は、保険会社設立の申請を審査し、設立申請の書類を受領した日から6カ月以内に許可または不許可を決定し、申請者に書面をもってその旨の通知を発しなければならない。不許可を決定した場合は、その理由を説明しなければならない。

第72条【準備期間における業務執行の禁止】申請者は、設立許可通知書を受領した日から1年以内に設立準備の業務を完了させなければならない。設立準備の期間中に保険業務を営むことはできない。

第73条【開業の申請・許可】①申請者が設立準備の業務が完了し、第68条に定める設立要件を満たしているときは、国务院保険監督管理機関に開業の申請をすることができる。

②国务院保険監督管理機関が開業の申請を受理した日から60日以内に許可または不許可の決定をしなければならない。許可を決定した場合は、申請者に保険業務営業許可証を発行し、不許可を決定した場合は、申請者に書面を以てその理由を説明しなければならない。

第74条【支部機関の設置】①保険会社が中華人民共和国国内で支部機関を設置するときは、国务院保険監督管理機関の審査・許可を経なければならない。

②保険会社の支部機関は法人格を有せず、保険会社はその民事上の責を負う。

第75条【設立申請書類の二】保険会社は、支部機関の設置に際し、書面を以て保険監督管理機関に申請し、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- 1 設立申請書
- 2 設置しようとする支部機関の3年間の業務計画書および市場分析に関する資料
- 3 就任しようとする上級管理職の履歴書および関係証明書
- 4 国务院保険監督管理機関が定めるその他の資料。

第76条【支部機関の審査許可】保険監督管理機関は、保険会社の支部機関の設立申請を審査し、申請を受理した日より60日以内に許可または不許可を決定しなければならない。許可を決定した場合は、支部機関に保険業務営業許可証を発行し、不許可を決定した場合は、申請者に書面を以てその理由を説明しなければならない。

第77条【営業登記】審査・許可を経て設立された保険会社およびその支

部機関は、保険業務経営許可証を以て工商行政管理機関に登記を申請し営業許可証を受領する。

第78条【保険業務経営許可証の失効】 保険会社が保険業務経営許可証を受領した日から6カ月以内に、正当の理由なくして工商行政管理機関に登記を申請しないときは、その保険業務営業許可証は効力を失う。

第79条【国外で子会社・支部機関・代表事務所の設置】 保険会社が中華人民共和国国外で子会社・支部機関・代表事務所を設けるときは、国务院保険監督管理機関の審査・許可を経なければならない。

第80条【外国保険会社の代表事務所の設置】 外国の保険会社が中華人民共和国国内で代表事務所を設けるときは、国务院保険監督管理機関の審査・許可を経なければならない。代表事務所は保険業務を営んではならない。

第81条【取締役・監査役・上級管理職の適格】 ①保険会社の取締役、監査役および上級管理職は、品行方正で、保険に関する法令を熟知し、業務に遂行するに足りる経営管理能力を有し、かつ就任前に保険監督管理機関の審査・許可を経る資格を取得しなければならない。

②保険会社上級管理者の範囲は、国务院保険監督管理機関がこれを定める。

第82条【取締役・監査役・上級管理職の欠格事由】 「中華人民共和国会社法」第147条に定める事由または次に掲げる事由のいずれかの一つに該当する者は、保険会社の取締役、監査役、上級管理職に就任することができない。

- 1 違法行為または規律違反行為により保険監督管理機関による受任資格の取消を受けた金融機関の取締役、監査役および上級管理職が取消の日から5年未満の場合。
- 2 違法行為または規律違反行為によりその資格の取消を受けた弁護士、公認会計士、監査役および資産評価機関、検証機関などの専門職は、取消の日から5年未満の場合。

第83条【取締役・監査役・上級管理職の損害賠償責任】 保険会社の取締

役、監査役および上級管理職が会社の業務を執行するに際して、法令または定款に反することにより、会社に損害を与えたときは、賠償する責任を負う。

第84条【審査・許可事項】①保険会社が次に掲げる事項があるときは、保険監督管理機関の審査・許可を経なければならない。

- 1 商号の変更
- 2 登記資本金の額の変更
- 3 会社または支部機関の営業所の変更
- 4 支部機関の閉鎖
- 5 会社の分割または合併
- 6 定款の変更
- 7 有限会社の資本金の総額の5分の1以上に当たる株式を有する社員の変更、または株式会社の株式総数5分の1以上に当たる株式を有する株主の変更
- 8 国務院保険監督管理機関が定めるその他の事項。

第85条【精算制度・報告制度の確立】①保険会社は、国務院保険監督管理機関の認可を受けた精算の専門家を選任し、精算報告制度を確立しなければならない。

②保険会社は、専門家を選任し、法令に合致する報告制度を確立しなければならない。

第86条【書類の提出義務】①保険会社は、保険監督管理機関の規定により、関係報告書、報告表、書類と資料を提出しなければならない。

②保険会社の弁済能力報告書、財務会計報告書、精算報告書、規則適合報告書およびその他の報告書、報告表、書類および資料には、事実通り保険業務事項が記録され、虚偽な記載、誤解させる陳述、および重大な遺漏があってはならない。

第87条【帳簿・証拠の保管期間】①保険会社は、国務院保険監督管理機関の規定により、経営活動に関する完全な帳簿、原始的な証拠書類および関係資料を適切に保管しなければならない。

②前項に定める帳簿、原始的な証拠および関係資料の保管期間は、保険契約終了の日から起算して、契約期間は1年と定めるものについては5年間を、契約期間は1年以上と定めるものについては10年間を下回ってはならない。

第88条【中間機関の選任・解任】 保険会社が会計事務所、資産評価機関、信用評価機関などを選任または解任するときは、保険監督管理機関に報告しなければならない。解任の場合は、その理由を説明しなければならない。

第89条【清算人会の決定】 ①保険会社は、分割もしくは合併、取締役会、株主総会の決議または定款に定める解散事由が生じるときは、国務院保険監督管理機関の審査許可を経て解散する。

②人身保険を営む保険会社は、分割、合併または法の定めるところによる解散命令の場合を除いて、解散してはならない。

③保険会社を解散するには、法の定めるところにより、清算人会を設け、清算しなければならない。

第90条【会社の再生・和解・破産清算の申立】 保険会社が「中華人民共和国破産法」第2条に定める事由のいずれかの一つに該当するときは、保険会社またはその債権者は、国務院保険監督管理機関の承認を経て、会社の再生、和議または破産清算を人民法院に申立てることができる。国務院保険監督管理機関は、法の定めるところにより、保険会社の再生または破産の清算を人民法院に申立てることもできる。

第91条【債務弁済の順位】 ①会社の財産は、優先的に破産費用、共益債務を弁済した後、次に掲げる順位で債務の弁済に充てる。

- 1 職員・労働者の賃金、医療費、障害補助費、救済費、職員労働者の個人口座に振込をなすべき基礎養老保険料と医療保険料および法令に定める職員・労働者に給付すべき補償金
- 2 填補または保険給付の金額
- 3 第1号に定める以外の社会保険料および税金
- 4 一般の破産債務。

②会社の財産が同一順位の債務の弁済に不足するときは、その債務額の割合に応じて弁済する。

③会社の取締役、監査役および上級管理職の賃金は、会社職員・労働者の平均賃金に基づいて計算する。

第92条【人身保険契約の移転】①人身保険を営む保険会社が法の定めるところにより、解散命令または破産宣告を受ける場合において、その保有する人身保険契約および責任準備金をその他の人身保険を営む保険会社に移転しなければならない。その他の人身保険を営む保険会社との移転の取決めが成立できないときは、保険監督管理機関は、保険会社を指定してその移転を命じる。

②前項に定める人身保険契約および準備金の移転または保険監督管理機関の命令による移転があるときは、被保険者、保険金受取人の権利と適法な利益を保護しなければならない。

第93条【営業の終了】保険会社は、法の定めるところにより、その業務を終了するときは、保険事業経営許可証の抹消をしなければならない。

第94条【会社法の適用】保険会社は、本法に別段の規定がある場合を除いて、「中華人民共和国会社法」の規定を適用する。

第4章 保険経営原則

第95条【目的、兼営の禁止】①保険会社は、次に掲げるものをその目的とする。

- 1 生命保険、疾病保険、傷害保険などの保険事業を含む人身保険事業
- 2 財産損害保険、責任保険、信用保険、保証保険などの保険事業を含む財産保険事業
- 3 国务院保険監督管理機関の審査・許可を経た保険に関するその他の業務。

②同一保険者は、同時に財産保険事業および人身保険事業を兼ねて経営してはならない。ただし、財産保険事業を営む保険会社は、国务院保

險監督管理機関の審査・許可を経て、短期健康保険と傷害保険の業務を兼ねて経営することができる。

- ③保険会社は、法の定めるところにより、国務院保険監督管理機関の審査・許可を経た目的の範囲において、保険事業を営まなければならない。

第96条【再保険の審査・許可】 保険会社は、国務院保険監督管理機関の審査・許可を経て前条の保険事業について、次に掲げる再保険を営むことができる。

- 1 再保険に付すること。
- 2 再保険の引受をなすこと。

第97条【準備金】 ①保険会社は、その資本金の総額の5分の1に当たる金額を以て準備金として、国務院保険監督管理機関に指定された銀行に預け入れなければならない。準備金は、会社が清算を行なうときに、債務の弁済に充てるもののほか、使用してはならない。

第98条【責任準備金】 ①保険会社は、被保険者の利益保護、支払能力保証の原則により、各責任準備金を積み立てなければならない。

- ②保険会社の責任準備金の積立および繰越に関する具体的な方法は、国務院保険監督管理機関がこれを定める。

第99条【資本準備金】 保険会社は、法の定めるところにより、資本準備金を積立なければならない。

第100条【保険保障基金の積立】 ①保険会社は、保険保障基金の積立を行わなければならない。

- ②保険保障基金は、保険監督管理機関がこれを集中して管理し、次に掲げる事由があるときは、統一的に運用しなければならない。

- 1 保険会社に解散命令または破産宣告があるときは、保険契約者、被保険者および保険金受取人への救済に充てること。
- 2 保険会社に解散命令または破産宣告があるときは、法の定めるところにより、その人身保険契約の承継を受けた保険会社の救済に充てること。

3 国務院が定めるその他の事由。

③保険保障基金の積立・管理・使用に関する具体的な方法は、国務院がこれを定める。

第101条【保険会社の支払能力】 保険会社は、その事業の規模と負うべきリスクの程度に相当する最低支払能力を備えなければならない。その認可を受けた財産から認可を受けた債務を控除して得る差額は、国務院保険監督管理機関が定める金額を下回ってはならない。所定の金額を下回るときは、国務院保険監督管理機関の要求に応じて所定の金額に達するよう相当の措置を採らなければならない。

第102条【自己留保の保険料総額の制限】 財産保険を営む保険会社は、当年度自己留保の保険料が、実際に有する資本金と資本準備金との総額の4倍に当たる金額を超えてはならない。

第103条【一危険の限度と再保険】 ①保険会社は、一危険、すなわち、一つの保険事故によって生じうる最大の損害について負うべき責任につき、実際に有する資本金と資本準備金との総額の10分の1に当たる金額を超えてはならない。超える部分は再保険に付さなければならない。

②保険会社の危険に対する定義は、国務院保険監督管理機関の規定に従わなければならない。

第104条【危険の計算方法と計画の許可】 保険会社は、一危険の計算方法および巨大災害のリスクに対応する計画を国務院保険監督管理機関に報告し届出をしなければならない。

第105条【強制再保険】 保険会社は、国務院保険監督管理機関の規定により、再保険に付し、慎重に受再保険者を選ばなければならない。

第106条【資金の運用】 ①保険会社の資金の運用は、着実に行われ、安全の原則を遵守しなければならない。

②保険会社の資金の運用については、次に掲げる方法に限るものとする。

1 銀行の預金

2 債券、株式、証券投資ファンドの持分など金融証券の売買

3 不動産への投資

4 国務院が定めるその他の資金運用の方法。

③保険会社の資金運用の具体的な方法は、国務院保険監督管理機関が前2項の規定に基づいてこれを定める。

第107条【保険資産管理会社の設立】①保険会社は、国務院保険監督管理機関と国務院証券監督管理機関の合同審査・許可を経て、保険資産管理会社を設立することができる。

②証券投資事業を営む保険資産管理会社は、「中華人民共和国証券法」などの法令を遵守しなければならない。

③保険資産管理会社の管理方法は、国務院保険監督管理機関と国務院の関係機関が合同してこれを定める。

第108条【情報の公開一】保険会社は、国務院保険監督管理機関の規定により、関連取引の管理と情報公開の制度を確立しなければならない。

第109条【内部取引の禁止】保険会社の支配株主、実際の支配者、取締役、監査役、上級管理職は、関連取引を通じて会社の利益を損なってはならない。

第110条【情報の公開二】保険会社は、国務院保険監督管理機関の規定により、会計報告、リスク管理情況、保険商品の経営状況などの重大な事項を事実の通り、正確かつ完全に公開しなければならない。

第111条【保険募集人の管理】①保険会社の保険商品の販売に従事する者は、国務院保険監督管理機関が定める資格要件を満たし、保険監督管理機関発行の資格証書を取得しなければならない。

②前項に定める保険商品の販売に従事する者の範囲と管理方法は、国務院保険管理機関がこれを定める。

第112条【保険代理人の管理】保険会社は、保険代理人登録制度を確立し、保険代理人の育成と管理を強化しなければならない。信義則に反する営業を行なうよう保険代理人を教唆し、誘導してはならない。

第113条【業務許可証へ不正利用の禁止】保険会社およびその支部機関は、法の定めるところにより保険業務営業許可証を使用しなければならない

ず、その譲渡、賃貸または貸出をしてはならない。

第114条【保険約款・保険費率に関する原則】①保険会社は、国務院保険監督管理機関の規定により、公平かつ合理的である保険約款を作成し、保険料率を設定しなければならず、保険契約者、被保険者および保険金受取人の権利と適法な利益を損なってはならない。

②保険会社は、契約の定めおよびこの法律の規定に従い、遅滞なく、保険給付の義務を履行しなければならない。

第115条【不正競争の禁止】保険会社は、業務の展開に際し、公平競争の原則を遵守し、不正な競争をしてはならない。

第116条【禁止の行為】保険会社とその従業員は、保険事業の活動において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 保険契約者、被保険者または保険金受取人を欺罔すること。
- 2 保険契約者に保険契約に関する重要な事項を隠蔽すること。
- 3 本法の規定による保険契約者の告知義務の履行を妨害し、またはその不履行を誘導すること。
- 4 保険契約者、被保険者または保険金受取人に保険契約外の報償金の支払またはその他の利益の供与を約しまたは提供すること。
- 5 法の定めるところにより締結された保険契約の填補または保険給付義務の履行を拒否すること。
- 6 発生していない保険事故をでっち上げ、保険契約を捏造し、または発生された保険事故で生じた損害の程度を誇大することより過大な損害填補を請求し、保険給付を詐取しまたは不法な利益を得ること。
- 7 保険料を流用し、横領しまたは不法占有すること。
- 8 適法な資格を取得していない機関または個人に保険販売業務を委託すること。
- 9 保険業務の展開を利用してその他の機関または個人のため、不法な利益を貪ること。
- 10 保険代理人、保険仲立人または保険評価機関を利用して、虚偽の

- 保険仲立業務に従事し、または保険契約の解除を捏造する方法により、費用を詐取するなどの不法行為を行うこと。
- 11 虚偽な情報を捏造し、公布するなどの方法で競争相手の信用を損ない、またはその他の不正な競争行為を以て保険市場の秩序を乱すこと。
 - 12 業務活動中に知り得た保険契約者、被保険者の商業秘密を漏洩すること。
 - 13 法令および国务院保険監督管理機関の規定に反するその他の行為。

第5章 保険代理人および保険仲立人

第117条【保険代理人の意義】①保険代理人とは、保険者の委託を受け、保険者から手数料を徴収し、保険者の授權の範囲内において保険事業を行う機関または個人をいう。

②保険代理機関は、保険代理業務を専業とする専業代理機関と保険代理業務を兼業する兼業代理機関を含む。

第118条【保険仲立人の意義】保険仲立人とは、保険契約者の利益を図るために、保険契約者と保険者との保険契約の締結に仲介する業務を提供し、法の定めるところにより、手数料を徴収する機関をいう。

第119条【営業許可の取得】①保険代理機関、保険仲立人は、国务院保険監督管理機関が定める資格を備え、その発行する保険代理事業許可証または保険仲立事業許可証を取得しなければならない。

②保険専業代理機関、保険仲立人は、保険監督管理機関発行の許可証を以て、工商行政管理機関に登録を申請し、営業許可証を受領する。

③保険兼業代理機関は、保険監督管理機関発行の許可証を以て、工商行政管理機関に変更登記を申請する。

第120条【代理機関の資本金】①会社の形態で設立された保険専業代理機関、保険仲立人の最低登記資本金の額については、「中華人民共和国会社法」の規定を適用する。

②国務院保険監督管理機関は、保険專業管理機関、保険仲立人の目的および經營規模に応じてその最低登記資本金の額を調整することができる。ただし、「中華人民共和國会社法」に定める限度額を下回ってはならない。

③保険專業代理機関、保険仲立人の登記資本金または出資額は、実際に払込をなした通貨の金額でなければならない。

第121条【代理機関管理者の資格】 保険專業代理機関、保険仲立機関の上級管理者が品行方正で、保険に関する法令を熟知し、業務に遂行するに足りる經營管理能力を有し、かつ就任前に保険監督管理機関の審査・許可を経る資格を取得しなければならない。

第122条【個人代理人・代理従業員の資格】 個人代理人、保険代理機関の従業員、保険仲立業に従事する者は、国務院保険監督管理機関に定める資格要件を満たし、保険監督管理機関発行の資格証書を取得しなければならない。

第123条【個別の帳簿、監督】 保険代理人、保険仲立人は、それぞれ自己の營業所を置き、保険代理事業または保険仲立事業の収支状況を記載する独立の帳簿を設けなければならない。

第124条【保証金の積立】 保険代理機関、保険仲立人は、国務院保険監督管理機関の規定により、保証金を積み立て、または職業責任保険に付さなければならない。保険監督管理機関の許可を経ることなく、保険代理機関、保険仲立人は、保証金を使用してはならない。

第125条【一社専属主義】 個人保険代理人が人身保険業務を取扱うときは、同時に複数の保険者の委託を受けてはならない。

第126条【代理契約の締結義務】 保険者が保険業務の取扱を委託するときは、保険代理人と委託契約を締結し、法に基づいて、当事者の権利および義務を定めなければならない。

第127条【代理の効果】 ①保険者は、その授權範囲内において行われる保険代理人の保険行為について、その責任を負う。

②保険代理人が保険業務を取扱うに際して、代理権を有せず、代理権を

踰越し、または代理権を終了したにも関わらず、保険者の名義を以て契約を締結する場合において、申込者がその代理権があると信ずるべき理由があるときは、当該代理行為は効力を有する。ただし、この場合、保険者は、法の定めるところにより、保険代理人の責任を追及することができる。

第128条【保険仲立人の過失】 保険仲立人が過失により保険契約者、被保険者に損害を与えたときは、法の定めるところにより、賠償の責任を負う。

第129条【保険事故の評価・鑑定】 ①保険事業の当事者が、保険事故につき、公的保険評価機関など、法に基づいて設立された独立な評価機関または関係専門家にその評価と鑑定を委託することができる。

②保険事故の評価・鑑定の委託を受けた機関および個人は、法に基づき、独立して、客観的、公正的に評価・鑑定を行い、如何なる単位と個人もこれを干渉してはならない。

③前項に定める機関と個人は、故意または過失により保険者または被保険者に損害を与えたときは、法の定めるところにより、賠償の責任を負わなければならない。

第130条【手数料・報酬の支払】 保険代理人の手数料と仲立人の報酬は、適法な資格を有する保険代理人、保険仲立人に限り支払い、その他の者に支払ってはならない。

第131条【禁止行為】 保険代理人、保険仲立人またはその他の従業員が保険業務を取扱うに際して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 保険者、保険契約者、被保険者または保険金受取人を欺罔すること。
- 2 保険契約に関する重要事実を隠蔽すること。
- 3 本法に定める保険契約者の告知義務の履行を妨害し、またはその不履行を誘導すること。
- 4 保険契約者、被保険者または保険金受取人に保険契約外の利益を供与し、付与を約したこと。

- 5 行政上の地位、職務または職業上の便宜およびその他の不当な手段を以て、保険契約者を脅迫し誘惑して、保険契約を締結させ、または保険契約の締結を制限すること。
- 6 保険契約を偽造し、無断で変更し、または保険契約の当事者のために虚偽の資料を提供すること。
- 7 保険料または保険金を流用、横領または不法占有すること。
- 8 職務上の便宜を利用して他の機関または個人のため、不法な利益を取得すること。
- 9 保険契約者、被保険者または保険金受取人と通謀し、保険給付を詐取すること。
- 10 業務活動中に知り得た保険契約者、被保険者の商業秘密を漏洩すること。

第132条【**専業代理機関の組織変更**】保険専業代理機関、保険仲立人の分割、合併、組織変更、または支部機関の設置もしくは解散は、保険監督管理機関の許可を経なければならない。

第133条【**準用**】第86条第1項、第113条の規定は、保険代理機関および保険仲立人にこれを準用する。

第6章 保険業の監督・管理

第134条【**保険監督管理機関の職責**】保険監督管理機関は、この法律および国务院が定める職責を遵守し、法の定めるところにより、公開、公正の原則に基づいて、保険事業を監督管理し、保険市場の秩序を維持し、保険契約者、被保険者および保険金受取人の権利および適法な利益を保護しなければならない。

第135条【**保険業監督管理規則の制定・公布機関**】国务院保険監督管理機関は、法令により、保険業監督管理規則を制定し、公布する。

第136条【**保険約款の作成、保険料率の決定**】①社会公共の利益に関する保険、法定の強制保険および新たに開発された人身保険などの保険約款

および保険料率は、保険監督管理機関の審査・許可を受けなければならない。国务院保険監督管理機構が審査・許可するに際し、社会公共の利益を保護し、不正な競争の禁止原則を遵守しなければならない。これ以外の保険種類の保険約款および保険料率は、保険監督管理機関に届出をしなければならない。

②保険約款および保険料率の審査・許可、届出の具体的な方法は、国务院保険監督管理機関が前項の規定に基づいて制定する。

第137条【罰則】 保険会社が使用している保険約款および保険料率は、法令または国务院保険監督管理機関の関係規定に反するときは、保険監督管理機関は、使用の停止、期間内の改定を命ずる。状況が重大であるときは、一定期間内に新たな保険約款および保険料率の届出を禁止することができる。

第138条【保険会社の支払能力の監督・管理】 保険監督管理機関は、保険会社の支払能力の健全な監督・管理システムを構築し、保険会社の支払能力を監督・統制しなければならない。

第139条【支払能力不足する保険会社への措置】 国务院保険監督管理機関は、支払能力不足の保険会社を重点的な監督管理の対象と指定し、具体的な状況に応じて、次に掲げる措置をとることができる。

- 1 資本金を増加し、再保険契約に付するよう命ずること。
- 2 目的を制限すること。
- 3 株主への配当を制限すること。
- 4 固定資産の購入または経費の規模を制限すること。
- 5 資本金の運用方法、割合を制限すること。
- 6 支部機関の増設を制限すること。
- 7 不良資産を競売し、保険業務を譲渡するよう命ずること。
- 8 取締役、監査役、上級管理職の報酬を制限すること。
- 9 商業的広告を制限すること。
- 10 新たな業務の引受を制限すること。

第140条【違法行為の措置】 保険会社は、この法律の規定に違反し、各種

の責任準備金の積立もしくは繰入、再保険契約の締結を行わず、または本法の資金運用に関する規定に重大な違反があるときは、保険監督管理機関は、期限を定めてこれを是正または責任者および関係管理者の更迭を命ずることができる。

第141条【**整頓の決定**】①保険監督管理機関が前条の規定により期間内の是正を命ずる場合において、保険会社が期限内に是正しないときは、保険監督管理機関は、保険専門家を派遣し、同保険会社の関係者を指定し、整頓組織を設けて、会社の整頓を行うことを決定することができる。

②整頓を決定するには、整頓を受ける保険会社の商号、整頓の理由、組織および期限を明確に明記し、これを公告しなければならない。

第142条【**整頓組織の権限**】整頓組織は、整頓を受ける保険会社の日常の業務を監督する権限を有する。整頓を受ける保険会社の責任者および関係の管理者は、整頓組織の監督の下でその権限を行使しなければならない。

第143条【**整頓中の会社の事業**】整頓中の保険会社は、従来の業務を続行することができる。ただし、国務院保険監督管理機関は、新事業の展開もしくは従来の業務の一部の中止、または資金運用の調整を命ずることができる。

第144条【**整頓の終了**】整頓により整頓を受けた保険会社におけるこの法律の規定の違反行為が是正され、正常な業務が復帰されたときは、整頓組織は、これを報告し、保険監督管理機関の審査・許可を経て整頓を終結し、国務院保管監督管理機関はこれを公告する。

第145条【**接収管理**】①保険会社には次に掲げる事由の一つがあるときは、国務院保険監督管理機関は、保険会社を接収し管理する。

- 1 支払能力が著しく不足しているとき。
- 2 この法律の規定に違反し、社会公共の利益を損ない、または会社の支払能力に著しく支障をきたす恐れがあり、もしくは支障をきたしたとき。

②接取管理を受けている保険会社の債権債務は、接取管理によって変動しない。

第146条【接取管理の組織とその方法】接取管理組織の設置および接取管理の方法は、国務院保険監督管理機関が決定し、これを公告する。

第147条【接取管理期間の延長】接取管理期間が満了するときは、国務院保険監督管理機関はこれを延長することができる。ただし、接取管理の期間は2年を超えてはならない。

第148条【接取管理の終了】接取管理期間が満了し、接取管理を受けた保険会社が正常の営業能力を回復したときは、国務院保険監督管理機関が接取管理の終了を決定し、これを公告する。

第149条【破産宣告】接取管理を受けた保険会社が「中華人民共和国企業破産法」第2条に定める事由があるときは、国務院保険監督管理機関は、法の定めるところにより、人民法院に会社の再生または破産宣告を申立てることができる。

第150条【違法営業による罰則】保険会社の経営上の違法より保険業務許可証が取消され、または支払能力が国務院保険監督管理機関の定める基準より下回った場合において、保険業務許可証を取り消さないと、著しく保険市場の秩序を害し、公共の利益を損なう恐れがあるときは、国務院保険監督管理機関は、これを取消し、公告し、かつ法の定めるところにより、遅滞なく清算人会を組織し、清算を行う。

第151条【情報・資料の提出】国務院保険監督管理機関は、保険会社の株主、実際支配者に指定の期間内に関係情報と資料の提供を請求することができる。

第152条【株主の不正行為への措置】保険会社の株主が関連取引を利用し、著しく会社の利益を損ない、会社の支払い能力を害するときは、国務院保険監督管理機関は、その是正を命ずる。国務院保険監督管理機関は、その命令に従い是正する前に、株主の権利を制限することができる。株主が是正を拒絶したときは、国務院保険監督管理機関は、株主にその所持の株を譲渡するよう命ずることができる。

第153条【取締役・監査役・上級管理職の説明義務】 保険監督管理機関がその職責の必要に応じて、保険会社の取締役、監査役および上級管理職と面談し、会社の業務およびリスク管理などの重大な事項についての説明を求めることができる。

第154条【取締役・監査役・上級管理職への制限】 保険会社が整頓、接収または閉鎖して清算を受け、または重大なリスクが生じたときは、国務院保険監督管理機関は、直接責任を負う会社の取締役、監査役、上級管理職およびその他の直接責任者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- 1 法の定めるところにより、その出国を阻止するよう出入国管理局に通知すること。
- 2 財産の移転、譲渡および他の方法による処分、または財産に負担を設定することを禁ずるよう司法機関に申立てること。

第155条【保険監督管理機関の職責】 保険監督管理機関が法の定めるところにより、その職責を履行するときは、次に掲げる措置を採ることができる。

- 1 保険会社、保険代理人、保険仲立人、保険資産管理会社、外国保険機関の代表事務所に対し現場検査を行うこと。
- 2 違法行為が生じた場所で調査を行ない、証拠を収集すること。
- 3 当事者また事件と関わりのある単位および個人に質問し、調査中の事件と関わる事項についての説明を求めること。
- 4 調査中の事件と関わる財産の登記などの資料を閲覧、複製すること。
- 5 保険会社、保険代理人、保険仲立人、保険資産管理会社、外国保険機関の代表事務所および調査を受ける関係単位および個人の会計資料および他の関係書類と資料を閲覧、複製すること。転移、隠匿および毀損をする恐れのある書類および資料を押収して保存すること。
- 6 違法営業をなした疑いのある保険会社、保険代理人、保険仲立人、

保険資産管理会社、外国保険機関の代表事務所および違法の疑いのある事項に関わりのある単位および個人の銀行口座を調べること。

- 7 事件と関わる違法な資金、財産などの転移、隠匿もしくはその恐れがある場合、または重要な証拠の隠匿、偽造、毀損がある場合において、これを証明できる証拠があるときは、保険監督管理機関の主な責任者の許可を経て、人民法院に資金凍結または証拠押収を申立てることができる。

②保険監督管理機関が前項第1号、第2号、第5号の措置を採るときは、保険監督管理機関の責任者の許可を経なければならない。第6号の措置を採るときは、國務院保険監督管理機関の責任者の許可を経なければならない。

③保険監督管理機関が法の定めるところにより、監督監査または調査を行うとき、監督監査、調査を担当する者は2人を下回ってはならず、かつ適法な身分証明および監督検査、調査通知書を提示しなければならない。監督検査、調査を担当する者は、1人であり、または適法な身分証明および監督検査、調査通知書を提示しなかったときは、検査、調査を受ける単位または個人はこれを拒絶することができる。

第156条【協力義務】 保険監督管理機関が法の定めるところにより、職責を履行するときは、検査・調査を受ける単位または個人は、これを協力しなければならない。

第157条【保険監督管理機関の職員の忠実・公正廉潔義務】 保険監督管理機関の職員は、その職責を忠実に履行し、法の定めるところにより、職務を執行し、公正廉潔を保ち、職務上の便宜を利用し不正な利益を求めたり、その知りえた関係単位と個人の商業秘密を漏洩したりしてはならない。

第158条【監督管理情報共有システムの確立など】 ①國務院保険監督管理機関と中国人民銀行、國務院その他の金融監督管理機関は、監督管理情報共有システムを確立しなければならない。

②保険監督管理機関が法の定めるところにより、監督検査・調査の職責を履行するときは、関係部門はこれに協力しなければならない。

第7章 法的責任

第159条【違法な営利保険の活動に関する罰則】この法律の規定に反し、保険会社、保険資産管理会社を設立しまたは保険業務を行うときは、保険監督管理機関は、これを取締まり、その不法の所得を没収し、かつ不法所得の1倍以上5倍以下にあたる額の過料に処する。不法所得がなく、または違法の所得が20万円を下回るときは、20万元以上100万円以下の過料に処する。

第160条【無許可の代理・仲立に関する罰則】この法律の規定に反し、保険專業代理機関を設立し、保険仲立事業を行い、または保険業務経営許可証または仲立事業経営許可証を取得せず、保険代理または保険仲立の事業を行うときは、保険監督管理機関は、これを取締まり、その不法所得を没収し、かつ不法所得の1倍以上5倍以下の過料に処する。不法所得がなく、または違法な所得が5万円を下回るときは、5万元以上30万円以下の過料に処する。

第161条【違法業務に関する罰則の一】保険会社がこの法律の規定に反し、許可された目的を超えて保険業務を行ったときは、保険監督管理機関は、期限付きの是正を命じ、不法所得を没収し、かつ不法所得の1倍以上5倍以下の過料に処する。不法所得がなくまたは不法所得が10万円に達していないときは、10万元以上50万円以下の過料に処する。期限を超えても是正せず、または重大な結果をもたらした場合は、休業整頓を命じまたは資格証書を取り消す。

第162条【禁止行為に関する罰則】保険会社が第116条に定める行為の一つがあるときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、5万元以上30万円以下の過料に処する。情状が重大な場合はその目的を制限し、新たな業務の展開を停止させまたはその資格証書を取り消す。

第163条【審査・許可事項の手續不履行に関する罰則】保険会社が第84条の規定に反するときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、1万元以上10万円以下の過料に処する。

第164条【違法業務に関する罰則の二】 保険会社がこの法律の規定に反し、次に掲げる行為の一つがあるときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、5万元以上30万元以下の過料に処する。

- 1 保険価格を超える金額で保険契約を締結し、厳しい状況をもたらしたこと。
- 2 民事行為無能力者を被保険者として死亡を保険給付の要件とする契約を締結したこと。

第165条【違法業務に関する罰則の三】 この法律の規定に反し、次に掲げる行為の一つがあるときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、5万元以上30万元以下の過料に処する。情状が重大な場合はその目的を制限し、新たな事業の展開の停止を命じまたはその資格証書を取り消す。

- 1 規定に基づいて、保証金を積み立てず、または保証金を使用すること。
- 2 規定に基づいて、各種の責任準備金の積立または繰入を行わないこと。
- 3 規定に基づいて、保険保障基金または積立金の積立を行わなかったこと。
- 4 規定に基づいて、再保険に付しないこと。
- 5 規定に基づいて、会社の資金を使用すること。
- 6 認可を経ることなく支部機関または代表事務所を設置すること。
- 7 規定に基づいて、保険約款、保険料率の認可を申請しないこと。

第166条【禁止行為に関する罰則】 保険代理機関、保険仲立人が第131条に定める行為の一つがあるときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、2万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重大な場合は、その資格証書を取上げるものとする。

第167条【保険代理機関、保険仲立人の不法行為に関する罰則】 保険代理機関、保険仲立人がこの法律の規定に反し、次に掲げる行為の一つがあるときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、2万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重大な場合は、その休業整頓を命じまたは資

格証書を取り消す。

- 一 規定に基づいて、保証金を納めずまたは責任保険に付しないこと。
- 二 規定に基づいて、専門帳簿を設けず、取支状況を記載しないこと。

第168条【認可のない支部機関の設置・組織変更に関する罰則】 保険専業代理機関、保険仲立人がこの法律の規定に反し、許可を得ることなく支部機関を設置または組織変更をしたときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、1万元以上5万元以下の過料に処する。

第169条【資格の有しない者の選任に関する罰則】 この法律の規定に反して、就職または従業の資格を有しない者を選任したときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、2万元以上10万元以下の過料に処する。

第170条【業務許可証の譲渡・賃貸・貸出に関する罰則】 この法律の規定に反して、業務許可証を譲渡し、賃貸し、貸出したときは、保険監督管理機関が1万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重大な場合はその休業整頓を命じまたは業務許可証を取り消す。

第171条【報告書などの不提出・約款などの不届出に関する罰則】 この法律の規定に反し、次に掲げる行為の一つがあるときは、保険監督管理機関は、期限付きの是正を命ずる。期限内に是正しないときは、1万元以上10万元以下の過料に処する。

- 1 規定に基づいて、関係報告書、報告表、書類および資料を提出しもしくは保管しなかったとき、または関係の情報もしくは資料を提供しなかったこと。
- 2 規定に基づいて、保険約款および保険料率の届出をしなかったこと。
- 3 規定に基づいて、情報を公開しなかったこと。

第172条【虚偽の報告書などの提出、検査・監督の拒否・妨害に関する罰則】 この法律の規定に反し、次に掲げる行為の一つがあるときは、保険監督管理機関がその是正を命じ、10万元以上50万元以下の過料に処する。情状が重大な場合は、その目的および新たな事業の展開を制限し、または業務許可書を取り消す。

- 1 虚偽の報告書、報告表、書類および資料を作成または提出すること。
- 2 法の定めるところによる検査、監督を拒否または妨害すること。
- 3 規定に基づいて、許可を受けずまたは届出をしなかった保険約款、保険料率を使用する行為。

第173条【保険会社などの本法違反に関する罰則】保険会社、保険資産管理会社、保険専業代理機関、保険仲立人がこの法律の規定に反するときは、保険監督管理機関は、第161条から第172条の規定により、処罰を与え、その直接責任者と他の関係責任者に警告を与え、かつ2万元以上10万元以下の過料に処する。情状が重大な場合はその就職または従業の資格証書を取り消す。

第174条【個人代理人の不法行為に関する罰則】①個人保険代理人がこの法律の規定に反するときは、保険監督管理機関は警告を与え、2万元以下の過料に処する。情状が重大な場合は2万元以上10万元以下の過料に処し、その資格証書を取り消す。

②適法な資格を取得していない者が個人保険代理業務に従事するときは、保険監督管理機関は警告を与え、2万元以下の過料に処する。情状が重大な場合は2万元以上10万元以下の過料に処する。

第175条【外国保険機関の違法行為に関する罰則】①外国保険機関が国务院保険監督管理機関の審査・許可を経ることなく、中華人民共和国内で代表事務所を設置したときは、国务院保険監督管理機関はこれを取締り、5万元以上30万元以下の過料に処する。

②外国保険機関が中華人民共和国内で代表事務所を設置し、保険業務の経営活動を行うときは、保険監督管理機関はその是正を命じ、不法所得を没収し、かつその所得の1倍以上5倍以下に当たる額の過料を処する。違法所得がなくまたは違法所得は20万元に達していないときは、20万元以上100万元以下の過料に処する。その首席代表の更迭を命ずる。情状が重大な場合はその代表機関を閉鎖する。

第176条【保険契約者・被保険者・保険金受取人に関する処罰】保険契約

者、被保険者または保険金受取人が次に掲げる行為の一つがあり、保険詐欺を行い、犯罪の構成要件に該当しなくても、法の定めるところにより、行政処罰に処する。

- 1 保険契約者が保険給付詐取の目的で保険目的をでっち上げること。
- 2 保険給付詐取の目的で発生していない保険事故もしくは虚偽の保険給付事由を捏造し、または損害の程度を誇大すること。
- 3 保険給付詐取の目的で故意に保険事故を招致すること。

第177条【民事上の損害賠償責任】本法の規定に反し、他人に損害を与えた者は、損害賠償の責任を負う。

第178条【職務妨害に関する罰則】暴力、脅迫の方法を用いらず、保険監督管理機関およびその職員が法の定めるところにより監督検査、職権の調査を拒否・妨害する者は、法により、治安管理処罰に処する。

第179条【就業禁止と制限】法令に反し、状況が重大の場合、國務院保険監督管理機関は、関係責任者に対して、一定期間ないし終身の保険事業の就業を禁止することができる。

第180条【監督管理職の禁止行為】保険監督管理機関で監督管理に携わる者が次に掲げる行為の一つがあるときは、法の定めるところにより、処分する。

- 1 規定に反し、機関の設立を許可すること。
- 2 規定に反し、保険約款、保険料率を審査、認可すること。
- 3 規定に反し、現場検査を行うこと。
- 4 規定に反し、銀行口座を調査または凍結すること。
- 5 知り得た関係単位または個人の商業秘密を漏洩すること。
- 6 規定に反し、行政処罰を与えること。
- 7 職権濫用、職務懈怠にあたるその他の行為。

第181条【刑事責任の追及】この法律の規定に反し、犯罪の構成要件に該当するときは、法の定めるところにより、刑事責任を追及する。

第8章 附 則

第182条【保険業団体協会の加入】①保険会社は、保険協会に加入しなければならない。保険代理人、保険仲立人、保険公評価機関は保険協会に加入することができる。

②保険協会は、保険業の自主的な組織であり、社会団体法人とする。

第183条【保険会社以外の保険機関の法適用】法の定めるところにより設立された保険会社以外の保険機関が営む商業保険は、この法律を適用する。

第184条【海上保険の法適用】海上保険は、「中華人民共和国海商法」の関係規定を適用する。ただし、「中華人民共和国海商法」に規定がない事項は、本法を適用する。

第185条【外資系保険会社などの法の適用】中外合弁保険会社、外国独資保険会社、外国保険会社の支部機関には、本法を適用する。ただし、法令に別段の定めがある場合は、それに従う。

第186条【農業保険】①国家は、農業生産の振興を図る保険事業を営む保険会社を支援する農業保険は、別途、法令において定める。

②強制保険は、法令に別段の定めがある場合は、それに従う。

第187条【施行日】この法律は、2009年10月1日より施行する。